

第2節 国の方針・政策

朝日環境センター施設整備基本構想の策定にあたって、関連する国及び県の法令等を以下のとおり整理します。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）は、昭和45年（1970年）度に制定された法律です。

廃棄物の処理については、それまでは「清掃法」（昭和29年法律第72号）に基づき、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理として実施されてきました。しかし、経済社会活動の拡大等に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになり、環境の汚染をもたらしていることなどを考慮して、清掃法を全面的に改正することにより、(i)事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、(ii)産業廃棄物についての処理体系を確立する等現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、(iii)生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として廃棄物処理法が制定されました。

廃棄物処理法では、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理に関する、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務等が定められています。

2. 環境基本法

環境基本法は、昭和42年（1967年）度に制定された公害対策基本法を発展的に継承した基本法であり、環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律です。(i)現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承、(ii)全ての者の公平な役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築、(iii)国際的協調による積極的な地球環境保全の推進を基本理念としています。

3. 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環計画」といいます。）とは、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものであり、第四次循環計画は平成30年（2018年）6月19日に閣議決定されました。

第四次循環計画では、7つの柱とそれぞれに求められる将来像、取組等が定められています。

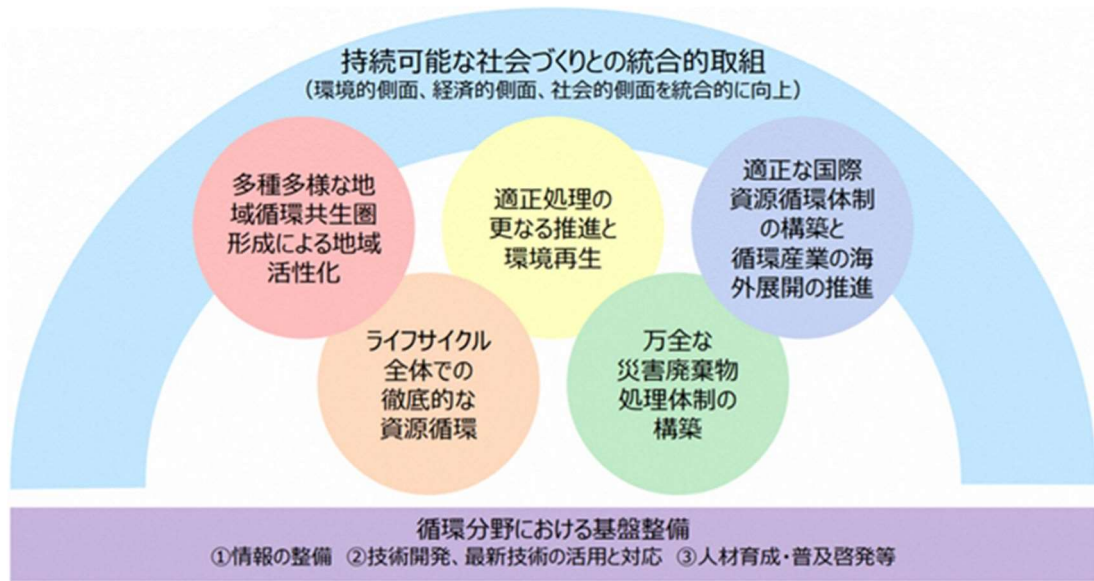


図 9 第四次循環計画の構成

表 10 第四次循環計画の柱と将来像、取組み

柱	将来像	国の取組
① 持続可能な社会づくりと総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ■ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域循環共生圏の形成 ◆ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ◆ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ◆ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ◆ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 等
② 地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の資源生産性向上 ■ 生物多様性の確保 ■ 低炭素化 ■ 地域の活性化 ■ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域循環共生圏の形成 ◆ コンパクトで強靱なまちづくり ◆ バイオマスの地域内での利活用
③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ◆ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ◆ 素材別の取組等⇒プラスチック戦略 等
④ 適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ■ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ■ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正処理 ◆ 環境再生 ◆ 東日本大震災からの環境再生
⑤ 災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治体⇒災害廃棄物処理計画 等 ◆ 地域⇒地域ブロック協議会 等 ◆ 全国⇒D. Waste-Net の体制強化 等
⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際資源循環⇒国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル 等 ◆ 海外展開⇒我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 等
⑦ 循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ■ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電子マニフェストを含む情報の活用 ◆ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ◆ 人材育成、普及啓発等(Re-Style キャンペーン)

4. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第5条の3に基づき、5年ごとに国が策定する計画です。

最新の廃棄物処理施設整備計画は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度の5ヵ年を計画期間とし、令和5年（2023年）度に閣議決定されたものです。

最新の廃棄物処理施設整備計画では、新たに、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を記載し、対策内容を強化しています。また、脱炭素化・資源循環の一体推進として、「3R・適正処理の推進」については、我が国の人口やライフスタイルの変化も踏まえ、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。この他、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

施設整備に関する新計画の変更点には、計画及び目標に基づく補助指標が新たに設定されている点があります。以下に、計画の概要を示します。

表11 計画の概要（令和5年（2023年）6月30日閣議決定）

基本的理念	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本原則に基づいた3Rの推進と<u>循環型社会の実現に向けた資源循環の強化</u> ■ 災害時も含めた<u>持続可能な適正処理の確保</u> ■ <u>脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組</u> 	
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標
<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と<u>資源循環の強化</u> ② 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ③ <u>廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進</u> ④ <u>地域に多面的価値を創出する</u>廃棄物処理施設の整備 ⑤ 災害対策の強化 ⑥ 地域住民等の理解と協力・<u>参画</u>の確保 ⑦ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみのリサイクル率：<u>20→28 %</u> ■ 一般廃棄物最終処分場の残余年数：<u>2020年度の水準（22年分）を維持</u> ■ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：<u>20→22 %</u> ■ 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：<u>41→46 %</u> ■ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：<u>58→76 %以上</u> ■ 先進的省エネ浄化槽導入基数： 家庭用 33万→75万基 中・大型 9千→27千基

※ 太字下線部は、前計画からの主な追加、変更内容を表す。

5. その他関連する法令等

(1) SDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標のことであり、平成13年(2001年)度に策定されたMDGsの後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものです。



図10 SDGsで定める17のゴール

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

日本国内における、廃プラスチックの有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での廃プラスチック類の輸入規制等を背景として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

第四次循環計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元年（2019年）度にプラスチック資源循環戦略が策定されました。

その後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」といいます。）が、令和3年（2021年）6月に制定されました。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置が盛り込まれています。本法において市区町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要措置を講じるよう努めることが求められます。

プラスチック資源循環戦略（概要）

令和元年5月31日

背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを優先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	➔	<リデュース> ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <リユース・リサイクル> ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 <再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 		
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 		
海洋プラスチック対策	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 海洋漂着物等の回収処理 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) 代替イノベーションの推進 		
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） 資源循環関連産業の振興 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） 海外展開基盤 		

- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

図 11 プラスチック資源循環戦略（環境省資料）

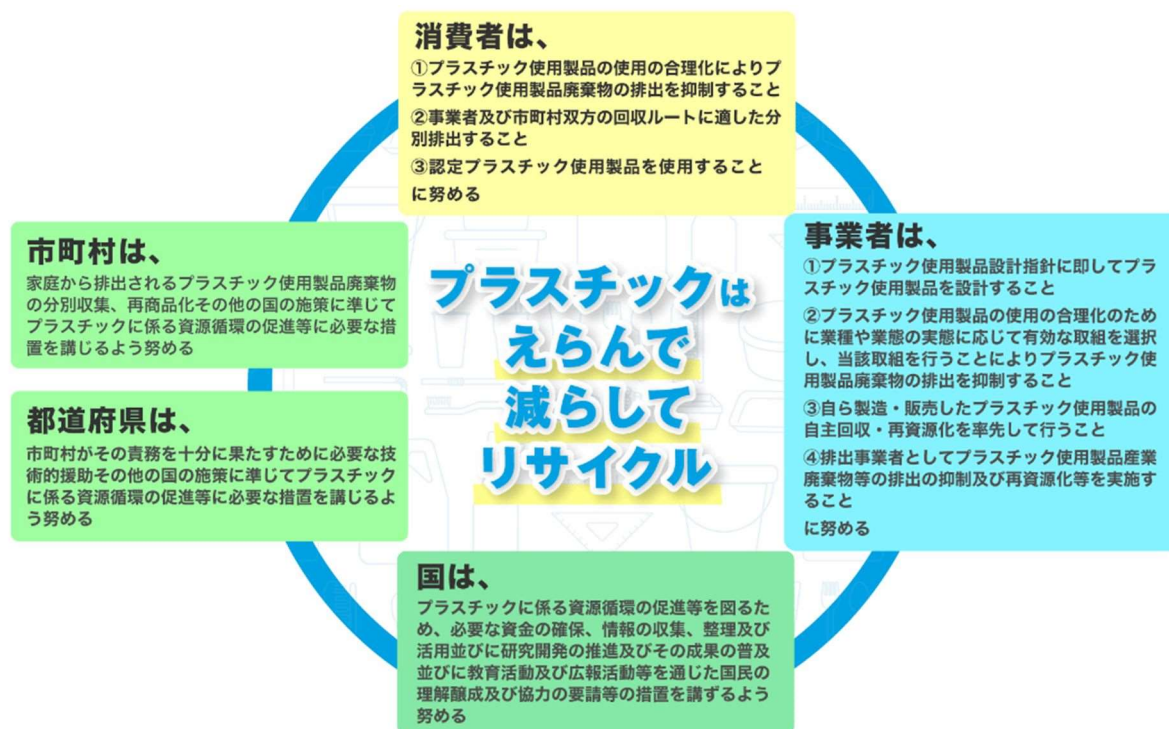


図 12 プラスチック資源循環法における各関係主体の役割

(3) 食ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食ロスの削減の推進に関する法律は、令和元年（2019年）5月に制定されました。多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした法律となっています。策定された背景として、日本において食料を海外からの輸入に大きく依存する中で、大量の食品ロスが発生しており、SDGsの観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっているということが挙げられます。本法第11条に基づき策定する基本方針では、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。市区町村は、食ロス削減に向けて求められる役割と行動を実践する消費者、農林漁業者・食品関連事業者、事業者が増えるように、啓発や支援、表彰などの基本的施策を推進することを求められています。

(4) 廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）

① カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。地球規模の課題である気候変動問題の解決を目的として、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、以下のような世界共通の目標が掲げられました。

「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」
「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による吸収量との間の均衡を達成すること」

この目標を達成するためには、2050 年ごろに CO₂ 排出量を正味ゼロにして、他の温室効果ガスの排出量も大きく削減する必要があります。このような背景から、日本では 2020 年 10 月に、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。そのため、2050 年カーボンニュートラル達成を目指し、各分野において「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた排出削減策の検討が必要となりました。

廃棄物分野の温室効果ガス排出量は令和元年（2019 年）度実績で約 4,000 万トン CO₂ であり、日本全体の温室効果ガス排出量の約 3.3%を占めています（図 13）。廃棄物分野から発生する温室効果ガスの内訳としては、廃棄物の埋立、生物処理（コンポスト化）、単純焼却、熱回収・原燃料利用及び排水の処理などから発生する CO₂、CH₄、N₂O が挙げられます。

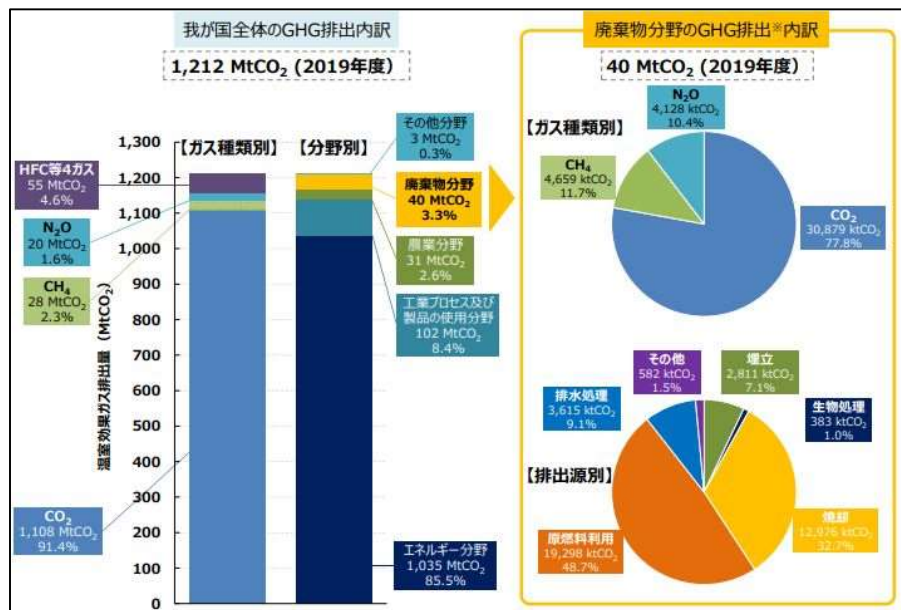


図 13 我が国全体及び廃棄物分野の温室効果ガス排出量（2019 年度）

（廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)より）

② 廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）

廃棄物・資源循環分野の温室効果ガス排出削減対策の実施にあたっての基本的な考え方を整理し、今後各主体が取り組むべき方向性を明らかにするために、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ」が策定されました。

中長期シナリオでは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、廃棄物・資源循環分野における 2050 年の GHG 実質排出ゼロ達成の考え方が、以下のように示されています。

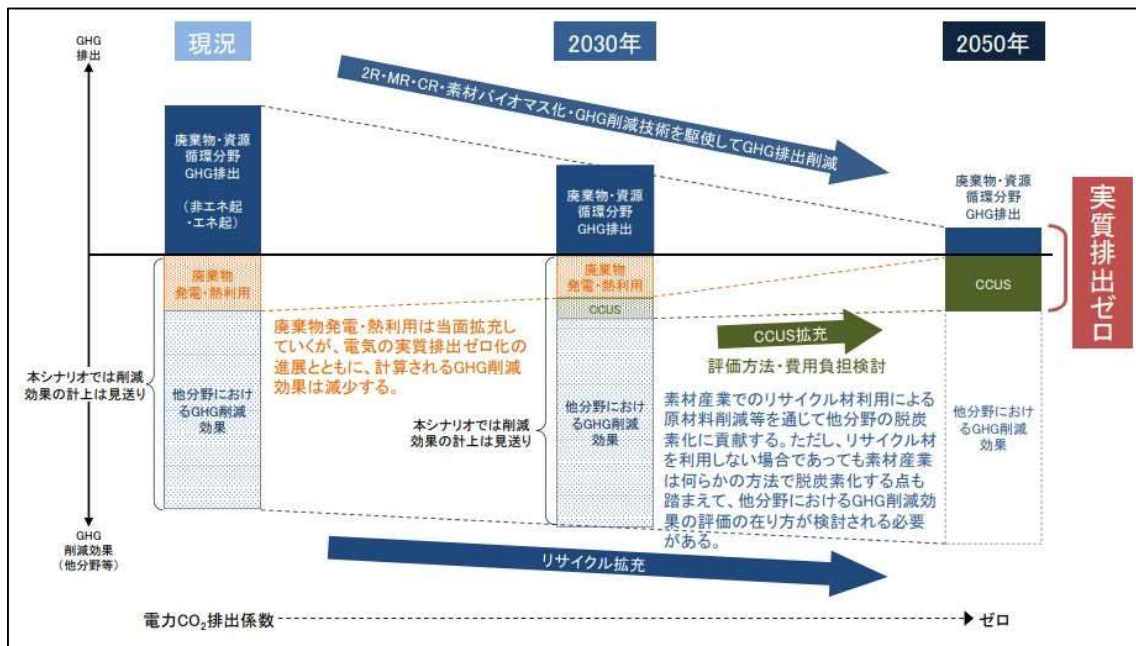


図 14 2050 年 CN に向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方のイメージ

(廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)より)

中長期シナリオでは、策定するにあたって、以下に示す7つのシナリオを想定して、廃棄物・資源循環分野の温室効果ガス排出量と各種対策による削減効果を推計、試算しました。

廃棄物・資源循環分野で想定するシナリオ	2050年GHG排出量 (千トンCO ₂ e) 試算結果*			
	非エネ起	エネ起	CCUS	合計
【BAUシナリオ】 ・現況年度(2019年度)付近の対策のままで2050年まで推移することを想定したシナリオ。 ・以下で試算する各シナリオによる削減効果はBAUシナリオのGHG排出量との差分で示す。	29,602	4,367	-	33,968
【計画シナリオ】 ・地球温暖化対策計画、プラスチック資源循環戦略、バイオプラスチック導入ロードマップ、プラスチック資源循環促進法等のGHG削減・資源循環に資する既存の計画・法制度や、業界団体等の目標値に基づき対策導入量を想定するシナリオ。	20,270	1,933	-	22,203
【拡大計画シナリオ】 ・計画シナリオに加え、廃棄物処理施設や収集運搬車両等におけるエネルギー起源CO ₂ 対策を計画シナリオの対策導入強度に準じて導入するシナリオ。	20,270	1,911	-	22,180
【イノベーション実現シナリオ】 ・拡大計画シナリオをベースに、現状の技術開発動向等を踏まえ、各重点対策領域におけるGHG削減技術のイノベーションによる削減量の深掘りを見込むシナリオ。	9,031	1,468	-	10,499
【イノベーション発展シナリオ】 ・イノベーション実現シナリオをベースに、現状の技術水準や技術開発動向では必ずしも十分に担保されない水準まで対策導入量の深掘りを見込むシナリオ。	6,164	0	-	6,164
【実質排出ゼロシナリオ】 ・イノベーション発展シナリオをベースに、廃棄物・資源循環分野のGHG排出量を相殺する量のCCUS(本シナリオではCCSとして想定)導入を廃棄物処理施設で見込むシナリオ。	6,164	0	-6,164	0
【最大対策シナリオ】 ・実質排出ゼロシナリオをベースに、廃棄物処理施設におけるCCUS量を最大限まで見込むシナリオ。	6,164	0	-16,138	-9,975

図 15 中長期シナリオ総括表

(廃棄物・資源循環分野における 2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)より)

各シナリオの検討により、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするためには、これまでの計画等の延長線上の対策では不十分であり、CCUS※の実装など、追加的な対策及び深掘りによる排出削減が必要なことが明らかになりました。焼却施設の整備に当たっては、表12のような条件が考えられています。なお中長期シナリオでは、各シナリオにおいて重点対策領域Ⅰ～Ⅲについてそれぞれ想定条件を設定していますが、ここでは廃棄物処理施設の整備に関連する条件のみを抜粋しました。

※ CCUSとは“Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage”の略であり、「二酸化炭素回収・有効利用・貯蔵」技術を指す。

表12 2050年温室効果ガス排出実質ゼロ達成シナリオにおける想定条件

対策項目	条件
<p><u>重点対策領域Ⅱ</u> 地域の脱炭素化に貢献する 廃棄物処理システム構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2030年代以降は、焼却の新規整備は300t/日以上に集約化した施設のみ。 • 焼却施設の整備（更新）時は、メタン発酵導入とセット。 • 合わせて、毎年1施設程度、産業熱需要へ蒸気を外部供給する施設を整備。 • 実質排出ゼロ化のために必要量のCCUSを導入。 (2040年代に開始し、回収率9割を想定。)
<p><u>重点対策領域Ⅲ</u> 廃棄物施設・車両等の 脱炭素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2035年度までに全ての一般廃棄物焼却施設においてエネルギー回収が行われると想定。 • 新設施設は、ボイラ蒸気の高圧化（6MPa、450℃）による発電効率向上。 • 所内の省エネルギー化。 • 新設施設は、立ち上げ時の助燃使用量の大幅削減。 • 2050年度までに一般廃棄物処理施設（最終処分場の重機を含む。）で使用する燃料が全てバイオマス由来燃料に置き替わると想定。

6. 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法の第5条の5の規定及び食品ロス削減推進法第12条の規定に基づき、令和3年（2021年）3月に第9次埼玉県廃棄物処理基本計画が策定されました。

この計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

(1) 基本方針

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画は『県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』という将来像のもと、4つの基本方針を掲げています。基本方針は以下のとおりです。

表13 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画における基本方針

県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現	
基本方針1	・ 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。
基本方針2	・ 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。
基本方針3	・ 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。
基本方針4	・ 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。

また、この計画における一般廃棄物の数値目標は以下のとおりです。

表14 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画における数値目標

	実績値 平成30年度 (2018年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	524g/人・日	440g/人・日
事業系ごみ排出量	535千t	451千t
1人1日あたりの最終処分量	34g/人・日	28g/人・日
再生利用率	23.9%	33.6%